

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷八十第

行發日一月六年三十正大

論叢

道德統計論概説……………法學博士 財部 靜治

租税の公平と利益團體の組織……………法學博士 神戶 正雄

フオン・ウイゼの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

海運同盟に對する英吉利の態度……………法學士 小島昌太郎

時論

移植民獎勵問題と世の謬見……………法學博士 山本美越乃

說苑

スミスの學說に關して福田博士の歌を……………經濟學士 谷口 吉彦

マルクスの勞賃論……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

貨幣廢止論……………經濟學士 中西 仁三

パレト氏を憶ふ……………經濟學士 松岡 孝兒

農業生産の機械化と經營規模……………法學博士 河田 嗣郎

附錄

本誌第十八卷總目錄……………

租税の公平と利益團體の組織

神 戸 正 雄

緒言(本論の目的)

第一段 租税不公平の原因としての利益團體の組織 (一) 租税不公平の表現 (A) 租税立法に於ける不公平 (B) 納税上に於ける不公平 (C) 擔税上に於ける不公平 (二) 租税不公平に於ける利益團體 (A) 租税立法に於て (B) 納税上に於て (C) 擔税上に於て

第二段 租税不公平の緩和劑としての利益團體の組織 (一) 不公平課税の救済方法 (A) 租税道義の改善 (B) 經濟組織の改革 (二) 利益團體の組織 (A) 其増設 (B) 其結果 (い) 其闘争性 (ろ) 其公平に於ける不満足

結論(全文の要旨)

緒 言

租税の公平又は公平なる租税といふことが、租税の理想であり、租税の第一義だといふことは廣く認められて居る所だが、實際には未だ此理想の完全に實現されたものを見出さない。だから租税は理想としては公平たるべきものだが、事實としては寧ろ常に多少不公平なるものなりといふのが當つて居る(註二)。そして社會組織其のものが既に多少の不公平を有つことを免れぬのだから

ら、其中の一制度たる租税の不公平なるも已むを得ぬ。社會組織の不公平といふことが、其を何う變へても避けられないのだから、先づ現在の其にて諦めるより外には致方もないと同様に、租税の不公平も人々をして人事の不完全の一として諦めさすことが肝腎だとも考へらるゝが、併し人文の進み、智識の普遍化するに於ては、各人は容易に其負ふ所のものゝ不公平を意識することとなり、そして一たび之を意識するに於ては、利害感の鋭き現代人としては之に堪へることは出來ない。既に此に於て不公平を認むる以上は、彼は即ち不平を感じ、不満を懷き、逋税や滞納を以て不當なものと爲すの念が麻痺することゝなりて、此等を平氣で行ふことになり、更には一般政治をも輕侮することゝなつて、政令の威信地に落ち、人心墮落して、惡事醜行が風を成すといふことになる。此の如き結果を避くるのには、有らゆる方面からして租税の公正を保つ爲めに最善の努力をしなければならぬこと勿論だが、私は其の此の如き不公平を生せしむる所以の原因の重要なものが、利益團體の存在にあることを見出すのに、恰かも其造成が此不公平を牽制し緩和する所以の有力なる方便たることを見出したに就いては、敢へて今茲に之を明かにして其利用を勧めやうとするものである。

(註一)テアハルレは、之につき、公正理想が租税政策に於て常に完全に達せらるるの見込は殆んど無かつたと指摘して居る。

第一段 租税不公平の原因としての利益團體の組織

(一) 租税不公平の表現——凡そ人は自然的の利己心の發露として、租税の支拂又は負擔を以て一の厄介と考ふる(註二)。隨ふて租税の分配について利益戰爭が行はれ(註三)、此間に其負擔の不公平が生ずることとなる。其は實に租税の生成の有らゆる階段に於て現はれる。

(註二) フォツケは、自然的利己心が租税を一の負擔と感じ、其利己心が他人をして國費を擔はしめ、自らは其負擔を免れやうと爲し、又は其可能でない處には、此負擔を他人に移さうとするものだといふて居る。²⁾

(註三) ベラフェルデスは、各個の租税力の間に於ける租税負擔の分配は利益戰爭を喚起すと爲し、フォツケも、之(負擔を他人に移さんとすること)を凡べての者、隨ふて營業者、供給者及労働者が爲すときに戰爭が生ずることとなるといふて居る。³⁾

(A) 租税立法に於ける不公平——先づ以て租税立法に於て現はれる。此に於て政治上の優勢者が無力者の不利にまで自己の利益を計り、結果として租税が初めから不公平なものとなつて居るといふことがある(註四)。此場合には能力ある階級の者が全く租税を擔はず又は極めて軽く擔ふて、能力乏しき者が割合重く之を擔ひ、能力殆んど之なき者が重税に泣くといふことにもなり得る。

(註四) アアハルレは、現在及過去は、租税問題が純政治上の力の問題だといふ例を澤山に供して居ると爲し、ジラルダン⁴⁾は、租税立法を以て抵觸、不公正、不平等の充ちたものと呼んで居る。尙ほ拙文、租税立法に於ける階級打算的態度參照。

(B) 納税上に於ける不公平——既に租税法律が出来た後に於て、人が或は其れよりして遁脱しや

2) Vocke, Fw. S. 205—206.

3) Bela Földes, Fw. S. 308. Vocke, ebenda. S. 206.

4) Terhalle, a. a. O. S. 42. Hock, Die öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 106. 拙著、租税研究、四卷、52.

うと爲し、或は滞納しやうとし、つまり納税上に於て、不道義的優勢者が劣勢者に對して利益を計ることとなる。其結果としては、假りに租税法其ものが折角、相當に公平なものであつても、此に又公平を破らるゝことになる。對等の能力をもつ者の間にても、正直な不滞納不遁脱者は不道義的な滞納者遁脱者に比して重き負擔を爲すことになる。滞納の齎らす結果は左まで大したものではないが、遁脱の齎らす結果は時として頗る重大なものであつて、之が爲めに生ずる不公平は可なり大なるものであり得る。⁶⁾

(C) 擔税上に於ける不公平——既に租税法が相當に公平に出來て居り、其納税が又相當漏れなく又滞なく行はれたとして、其一旦納税されたものが轉嫁によつて他に移され又は少くとも納税者自ら負はざることとなるが爲めに屢々公平が破らるゝこととなり得る。そして此にては經濟上の力によつて負擔が定まり、其經濟上の優勢者の利益にまで其弱勢者の不利に歸することとなる(註五)。而かも此轉嫁は極めて多様の形を取つて現はれ、終涯なく廻り廻つて行はれるものである(註六)。或は租税消却又は物上負擔となつて、負擔が物に歸し人に歸せずと見らるゝことも起る。⁶⁾或は排轉といふて納税義務者にも他の箇人にも特別の負擔とならずと認むべきこともあるが、其は普通には困難で、納税義務者が自ら負はざらんとすれば前轉に依るか或種の後轉に依るか、或は前轉が出來ずとして後轉を招くか、此等の何れかに行くのが通例である(註七)。また排轉の場合

5) 拙文、租税の遁脱、經濟論叢、十二年十一月號、20。
6) 拙文、投資と租税、經濟論叢、前月號、I. 以下、

にも、生産者中、生産改良を行ひ得ざるが如き小經營者の壓迫となり、其利益を太しく傷ぶといふやうな副作用を伴ふことがある(註八)。前轉としては納稅義務者からいふて自己の供給する所の物(註九)、勞力(註一〇)、資本(註一一)の需要者に向つて稅だけ多くの代價を拂はしめんとすることに依り、又は少くとも下落すべき其代價の勢を喰止むることに依りて行はれ(註一二)、更らに其等の材料を使用して生産されたる物の買手に向つて其價格の引上として行はれ(註一三)、更らに其副作用としては間々租稅の前轉されたる物と類似なる他の物の價格をも高めることとなり(註一四)、或は此前轉が價格に行はれずして生産物の品質の低下に現はれることもある(註一五)。或は此等の前轉が行はれ難き事情あるが故に、納稅義務者の相手方たる需要者から押返されて、納稅義務者の不利にまで後轉の行はるゝことも少くはないが、併し又事情によりては納稅義務者の有利にまで、彼に對する物、資本、勞力の賣手に向つて前よりもより少く拂ふことにより(註一六)、或は此等の材料を需要せざることによりて(註一七)後轉の行はるゝことがある。そして地租や所得稅などの如き直接稅では納稅義務者の直接負擔が期待せられて居るのだから、此にて前轉が行はれては、勿論不公平となるを免れない(註一八)。或は斯くして轉嫁によりて不公平となる爲めに、却つて稅法其ものに存する不公平を平準することが出來るといふことはあり得ることだけでも、而かも其はむしろ例外事としなければならぬほどの稀なことである(註一九)。間接稅たる消費稅など

では、消費者への前轉がむしる立法者の期待であつて(註二〇)、其が行はれたときに公平を得たといへるではあらうが、併し此が行はれずして後轉となることあり(註二二)、其の爲め課税品の生産者が之を負擔しては不公平といはなくてはならず、更らに一旦、夫の消費税を消費者に負擔した場合にも、消費者たる勞働者が其れだけを勞賃の引上によりて其雇主に轉嫁したる場合に(註二三)は、假りに夫の税を消費者にて凡べて擔ふことが公平だとすると、其の爲め不公平な結果を生じたことにもなる。尤も此場合、更らに雇主に轉嫁されたものが彼に於ける生産費の増加となつて勞働者の購買する物の價の騰貴となり、そして復た勞働者の處へ戻つて來るといふことがあり得る(註二三)。或は又勞働者否な廣く消費者が課税消費品に於ける出費の増しただけ、他の消費に於ける節約を行つて、彼の需要する他物の供給者に轉嫁するといふことも生じ得る(註二四)。斯く考へ來ると、立法者の殆ど考へ及ばなかつた處まで轉嫁が及んで行き、つまり轉嫁が立法者の期待の如くに行はれず又は期待せざる者にまで行はれて不公平を結果することになり(註二五)、其結果としては又公平な税が不公平となるに止まらずして、只さへ過重な負擔に苦しむ者が一層重い負擔を負はされ、只さへ過輕な負擔を爲す者が愈々負擔を逃れたりすることゝなるに於て、不公平の増長となることをも免れない(註二六)。

(註五) エーベルヒは、轉嫁問題は恰も第一位に勢力の問題だと爲し、コンラードも、轉嫁は一の勢力問題であり、通例轉嫁

につき、經濟上の關係が國家權力よりも一層強きものとして現はると爲し、テアハルレも、租税轉嫁が現はるか否かは、根本的には國家的力の問題ではなくして、經濟上の力の問題である。轉嫁は戰爭の下にのみ行はることが出來、此に於て弱者が全く容易に壓倒されることとなるといひ、ホルグトも、問題は全く納税者黨が經濟上の優勢をもつや否やに歸すと爲し、ヘツケルは、此の如き場合(轉嫁により公平税が不公平となる場合)は收益税例之、家屋税、營業税、資本利子税、又は交通税にて、經濟上の力の分配次第で現はれ得ると爲し、シェフラーは、轉嫁は私經濟的交通の價格戰爭に於ける勝利によりて、賃金、利子、利得、又は凡べて此等の價格形式にて達すべき優先收入の最有利なる成形に關する戰爭に於ける優越によりて行はれ、又唯達し得ると爲し、ロツシアアも、高き文明段階に於て、其の常に増進する所の市場の重要と共に、政治的優越の代りに商人的優越が現はれ、茲に平和的な價格戰爭にて、賣手に其商品の價格を、彼よりして拂はれたる稅額だけ高めることが達するときに、明かに税が買手に轉嫁せらるるといひ、ダルトンは、彼等自身の損失を最小ならしめやうとして、其目的を實行する二の團體の相對的の能力が結果を決定すといふて居る。⁷⁾

(註六) ホツクは、前轉及後轉の列序は可能の觀察點よりしては、終りなきものと呼ぶることを得といふて居る。⁸⁾

(註七) アアハルレは、實際、納税者が營業界にて交渉する或他の人への轉嫁の方が、排轉よりも一層重要だと注意して居る。⁹⁾

(註八) セリグマンは、商品の供給の異つた部分が、大に異つた費用にて生産せらるるときには、能力の小さな生産者は、能力ある生産者が容易に擔ひ得る税によりて破壊せらるるであらうといふて居り、シャントツは、轉嫁の種々たる可能として、大經營との結合に於ける生産の改良、及小にして弱き經營の壓迫を擧げて居る。¹⁰⁾

(註九) ホツクは、税が生産費又は營業費を成す場合に於て、通例及永き時にては、納税義務者にとり、税が物の買手から全額補償せらるると爲し、フィステンゲも、擔税者が自る消費者でないときには、通例彼から其營業費の一部として支出される税を、物の販賣又は更なる販賣に際して相當なる價格引上によつて、消費者に移し且つ十分な額にすらも補償することを可能とすと爲し、ブレーンも、第一次に生産者、商人、商業企業又は工業企業に課せられたる税は、關税が轉嫁せらるると恰も同一方法で終局の消費者に轉嫁さるべき單純なる假定が往々にして營業者及公衆によつて爲され、隨つて生産者の爲すべ

7) Ebeberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 215. Conrad, Fw. 9 Aufl. S. 20. 21. Terhalle, a. a. O. S. 42—3. 54. Borgh, Fw. 5 Aufl. II. S. 36. Heckel, Lehrbuch. I. S. 173. Schäffle, Steuern. A. T. S. 309—310. Roscher, Fw. 5 Aufl. I. S. 196. Dalton, Public finance. p. 53.
8) Hock, a. a. O. S. 105. 9) Terhalle, a. a. O. S. 46.
10) Seligman, Shifting and incidence of taxation. 2 ed. p. 218—9. Schanz, Zur Frage der Ueberwälzung indirekter Verbrauchssteuern. (Jahrbuch f. C., V. und Vw. 1882.) S. 603.

きものは、喜んで税を價格に附加することであるといひ、ヘッケルも、前轉の技術上の手段は價格の引上であり、此が多くの間接消費税に行はるといふて居る。¹¹⁾

(註一〇) マイルは、第二次の轉嫁を考へ入れ、其を以て、消費税の消費者への第一次轉嫁の後に、消費者から企業者に移さるるものを意味せしめて居る。ホーリユエは、永き時の間には、労働者が多くの場合、特別な税の重さを雇主に移すこととなると爲し、ロツツも、消費者の負擔とされた價格引上が更に雇主又は納税者の負擔にまで賃金引上給料引上を結果として生じ得と爲し、グルンツェルも、出来れば消費者は自ら税を逃れ得る。例之労働者が生活維持の騰貴を考慮して賃金の引上を行ふことによりて逃れ得ると爲し、ホブソンも、労働者の拂ふ税は正常には、彼等の眞の必要費を切詰めざることとなるか、又は或他人の所得即ち雇主の所得の上に、此等の奢侈費の支出(税のかけられた)に足るだけ高き貨幣賃金を主張して轉嫁することとなるであらうと爲し、ラウも、賃労働者は其所得の割合にあまりに大であつて其必要なる生活維持を狭めんとする税の爲めに、高められた賃金によつて賠償されなくてはならぬと爲し、プアイファアも、労働者の賃金状態が以前に非常に不良であつたときには、税の一部を、一般に高められたる賃金の要求によつて生産者に轉嫁することとならうといふて居る。更らにシェフレーは、賃金税の引上が、唯だ最大な賃労働者よりしてのみ、雇主に對し殆んど常に轉嫁せらるるといひ、そしてバリユエは、此が地方税の場合に著しと爲す。¹²⁾

(註一一) ヘッケルは、資本利子税は、資本家から資本利子の引上によつて債務者の上に前轉せらるるを得と爲し、プアウも、資本家は資本投下の特段なる種類の収益に課せられた税を、可なり確かに負債者に利子引上の形で轉嫁するであらうと爲し、バリユエは、抵當債權又は商工業に投下された資本を別に課税するときは、此税が一部、債務者に移さると爲し、其他、此轉嫁の行はるる動機として、グルンツェルは、債務者の急迫したる地位に歸し、プアイファアは、資本輸出による資本供給の缺乏を擧げ、グルトンは、課税額だけ貯蓄の減少を生ずることに因る資本缺乏を擧げて居る。¹³⁾

(註一二) ボルグトは、買収者に依る租税負擔の引受は必ずしも價格騰貴に現はれないで、然らざれば要求され又は争はれた所の價格下落の中止によつて現はれ得ると注意して居る。¹⁴⁾

- 11) Hock, a. a. O. S. 91. Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 30. Plehn, Public finance. 4 ed. p. 321. Heckel, a. a. O. S. 172.
- 12) Mayr, Zur Theorie der indirekten Steuern. S. 18. Beaulieu, Traité de la science des finances. 5 éd. I. p. 771. Lotz' Fw. S. 221. Grunzel, Fw. S. 33. Hobson, Taxation in the new state. p. 60. Rau, Fw. 5 Aufl. I. S. 415. Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 86. Schäffle, a. a. O. S. 325. Parieu, Traité des impôts. 2 éd. I. p. 78—9.
- 13) Heckel, a. a. O. S. 172. Pfau, Industriepolitische Gesichtspunkte in der Besteuerung. S. 127. Parieu, l. c. p. 76. Grunzel, a. a. O. S. 35. Pfeiffer, a. a. O. S. 91. Dalton, l. c. p. 52.
- 14) Borgh, a. a. O. S. 35.

(註一三) ダルトンは、一商品の賣手又は買手に課せられた税の負擔歸着の一部は、此の賣手又は買手に歸せずして其生産の爲めに此課税品を必要とする或他の商品の買手に歸することがあり得ると注意す。¹⁵⁾

(註一四) バリユーは、食料品に課せられた税は、結果として單に其課税せられた物の價格を高くするのみでなく、通例、税額大にして物體も重要なものであれば、類似なる他の物體の價格をも高くすることとなる。例之、葡萄酒の價格が税の爲めに二倍になつたときは、之によりて麥酒、サイダー、恐らくは珈琲の價格をも高くするであらうといふて居る。¹⁶⁾

(註一五) シヤッツは、轉嫁の種々なる可能の中に、品質の劣等化を擧げて居る。¹⁷⁾

(註一六) ホックは、課税されたる物の生産者には、税の轉嫁の爲めに、此税を其生産物の原料助成品の賣手に又は其徒弟及労働者に、彼等に此迄拂はれたる價格及賃金の減少によつて移すの試があると爲し、テアハルレは、轉嫁の試の一として、各經濟の支出の方にて、原料、助成品及製造品の仕入に於ける價格の低下、給料及賃金の低下を擧げ、ダルトンも、一商品の賣手又は買手の上の税の負擔歸着の一部は、此等の者に歸しないで、之が生産の爲めに必要なる或他の商品の賣手に歸するであらうといふて居る。尙ほロツツ、ゲルンツエルは、百貨店税が其供給製造家に移されたる例を擧げて居る。¹⁸⁾

(註一七) ヘツケルは、消費者が課税品の消費又は使用に於て斷念し又は其消費を少くとも制限し得るときには、彼は一層多く(生活必需品に於けるよりも)前轉に對抗し得と爲し、ロツシアアは、後轉は税の高さが多くの納税者を消費制限に倣儀なくするときに可能だと爲し、プアイフアーも、税によりて生ずる價格騰貴が常に販路を減縮しなくてはならぬといふて居る。¹⁹⁾

(註一八) シエフレは、一般的性質の直接税が他の者に轉嫁せらるるときには、平均租税力の一般且つ平等といふ課税の根本的使命を果すことは出来ないであらうといふて居る。²⁰⁾

(註一九) エーベルヒは、一定の假定の下に、轉嫁過程によりて不平等税の一層良き分配の生ずること、特に私經濟交通にて利得の平等が期待される場合に然ることが許されるべしといふけれども其は疑はしい。²¹⁾

(2) 反之、シエフレは、賦課の不平等が轉嫁によつて必ずしも平等せられずといひ、ワグナーも、轉嫁によつて不利且不平等なる税が假令段々とはいへ正當に分配せらるることとなるといふ保證は存在せずと爲し、ペラフェルデスも、税が如何に

15) Dalton, l. c. p. 54. 16) Parieu, l. c. p. 82. 17) Schanz, a. a. O. S. 603.

18) Hock, a. a. O. S. 96—7. Terhalle, a. a. O. S. 46. Dalton, l. c. p. 54. Lotz, a. a. O. S. 221. Gruntzel, a. a. O. S. 34.

19) Heckel, a. a. O. S. 175. Roscher, a. a. O. S. 197. Pfeiffer, a. a. O. S. 94.

20) Schäffle, a. a. O. S. 318.

21) Eheberg, a. a. O. S. 214.

不良でも、轉嫁が之を補正すべしといふ租稅政策の便宜なる觀察點は、常に最大の樂觀論であるのみでなく、最輕卒なる國家知識であるといひ、ホックも、轉嫁による平準が、交通法則の支配下に行はるるから、又恰も其だから公正にして國民經濟上有益だといふことは許である。各の其後の轉嫁が前のよりも一層公正なこと、且つ最後のものが最公正なことの假定は、事實上斷らないといふて居る。²²⁾

(註二〇) ホルグトは、恰かも間接稅では、立法者からして轉嫁が多くは期待せられ、屢々法律上の規定によりて容易とせらるるといふて居る。²³⁾

(註二一) ロツツは、消費者の負擔にまでの價格引上が販路減少の形で當該生産者及其労働者に歸着し得と爲し、ホックも、一般且つ永き時について見れば、稅の高きによりて物の價格が其販路區域を減少する度に於て上擧げる時には、立法者の意思が實行せられずといふ。フォツケは、租稅を自ら引受けて價格を高めず、増加すべき販路によつて其利得を平準し加之、一層利益を得んとすることによりて、營業仲間との競争に打勝つべき機會を利用する製造家及大商人があつて、其他の營業者が此例に多少倣はなくてはならぬこととなりて轉嫁が現はれざることとなりといふ。²⁴⁾

(註二二) 前註一〇參照。

(註二三) ホーリニューは、永き時の間には、労働者が多くの場合、特別稅の重さを雇主に移すこととなるべく、雇主は又之を消費者に移すこととなるであらうといひ、バリニューも、稅の爲めに生じたる給料の引上によりて資本金に移されたる結果の一部が、労働者の労働により生ぜらるる物の價の騰貴によりて緩められないことを考ふるのは困難だといふて居り、ブアイラアも、賃金の引上によつて企業者への稅の轉嫁の後に、凡べての工業産物が其れだけ一層高くなり、労働者は其爲め其着物、住居、家具につき一層高く拂はなくてはならぬ。斯くして稅の一部が更に又彼の上に歸せらるるであらうといふて居る。²⁵⁾

(註二四) 一般に他物の供給者に及ぼすと爲すもある。例之ブアイラアは、各個人は課稅の後に、課稅された物體は前と同だけ消費して、他のものにて節約を爲すこととなるであらうといひ、バステープルは、更に増加した出費が課稅品に獻げら

22) Schäffle, a. a. O. S. 313. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 357—8. Bela Földes, a. a. O. S. 312. Hock, a. a. O. S. 108—9.
23) Borght, a. a. O. S. 35.
24) Lotz, a. a. O. S. 221. Hock, a. a. O. S. 92. Vocke, a. a. O. S. 207.
25) Beaulieu, l. c. p. 771. Parieu, l. c. p. 81—2. Pfeiffer, a. a. O. S. 84.

れなくてはならぬときに、他物の購入に向くべきものが少しも残らぬこととなり、此に於ける購入の減少が、其よりしての退却が經濟的に好都合でないやうな他産業の産物の價格を低下することとなり、隨て生産者の別異の園地へ租税の間接の歸着を分散するであらうといふて居る。²⁶⁾

(2) 他の必要品の供給者に及ぼすことを注意するもある。即ちホブソンは、勞働者の拂ふ税は正常には彼等には彼等の眞の必要支出を切詰めることとなるか又は或他の所得即ち其雇主の所得に轉嫁することとなるであらうといひ、スタンブも、茶の關稅が輸入者から拂はれ、消費者に移さるる結果、彼の小供の靴の需要を減ずるかも知れないといふて居る。²⁷⁾

(3) 奢侈品供給者に及ぶといふ人々が特に多い。例之、ロツツは、各個の必要ならざる財々勤勞への需要が、此迄の需要者の増加したる租税負擔によつて制限せらるるといふ更なる影響を有し得と爲し、セリグマンは、絶対必要品税の影響は、むしろ愉快の爲めの一層屈伸力ある需要に於ては絶対必要でない物の爲めの需要に於て減少を生ずるであらうといひ、更らにロツシアアは、多くの奢侈營業者は、其自身の税の外に、凡べての販路を失はないことの爲めに、著しき價格低下を餘儀なくせらるるといふて居る。²⁸⁾

(註二五) エーベルヒは、希望された轉嫁が現はれず又は希望されざる轉嫁が現はるときに、此事が立法者の意思に反し、本來公正なる租税を不公正とすることとなるといひ、ヘツケルも、轉嫁の結果、頗る容易に公正な税が不公正なものに變化され得ると爲す。²⁹⁾

(註二六) ホルグトは、恰かも經濟上弱き國民階級に於て租税轉嫁に依る壓迫が最強しいといひ、コンラードも、過重負擔者が同時に重荷を逃るる能はざる弱者であり、非過重負擔者が税を逃るる爲めに有らゆる努力を爲すことに傾くといひ、エーベルヒも、往々にして經濟上の弱者が競争に際し、其不平等に分配されたる税を轉嫁することが出来ず、むしろ間々他人の税までも分擔することとなるといひ、シェンレーは、轉嫁によつて、むしろ不公正の結果が増長される。何となれば弱き租税力即ち細民が、轉嫁の前提を自身に於て最少の有つからといふて居る。ワグナーも亦た、轉嫁が私經濟的自由交通の事情に従つて、課税の現存の不平等を一層増長し又は現存の平等を破ることがある。特に往々にして或意味の弱者的元素があつて、

26) Pfeiffer, a. a. O. S. 88. Bastable, Public finance, 3 ed. p. 374.

27) Hobson, l. c. p. 60. Stamp, The fundamental principles of taxation. p. 131.

28) Lotz, a. a. O. S. 221. Seligman, l. c. p. 189. Roscher, a. a. O. S. 197.

29) Eheberg, a. a. O. S. 213. Heckel, a. a. O. S. 173.

競争上、強者の轉嫁し得る租税を負担することとなるであらうといふて居る。³⁰⁾

(二) 租税不公平に於ける利益團體

(A) 租税立法に於て——右いふ所、租税に於て不公平を生ずるの場合に、利益團體の力が之に與つて居るのを見出すは太だ興味あることである。先づ租税立法に於ては、古來、勢力者が無力者の不利にまで自己の利益を計り、不公平な租税を作つたことは著しき事實であり、其は又つまり勢力者が或利益團體を作つて居つたのに因ることが少くない。今日にても、營業者が或は商業會議所或は實業組合聯合會乃至は營業稅全廢期成同盟などに依つて上下兩院をして營業稅の廢減を爲さしむるやう運動しつゝ、あつて、既に或度まで奏效して居る。農業者も後れ馳せ乍ら農會や農政協會を以て地租の委讓又は輕減を運動しつゝある。此等の運動に於て舊時にあつては道理に依らず政治上の力を以て決定してしまつたのだが、今日にては其のみでは通り難く、相當の説明又は理由を備へなくてはならず、其爲めには時としては局外者たるべき學者を買收し、新聞雜誌をも買收して辯護させ、眞理の何處に存するやを知るに苦しませるやうにする。斯くの如くにして不知不識の間に一歩又一歩と自分等に都合良きものに變化せしめる。其があまりに極端になれば人々が承知しないが、輕い度の不公平だと人の注意を引かずに、むしろ其が恰かも公平なのかと思はしめつゝ、行はるゝことゝなる。斯くいへば此の如きものにつき我國の人々も思ひ當ることが

30) Borgh, a. a. O. S. 36. Conrad, a. a. O. S. 21. Eheberg, a. a. O. S. 215. Schäffle, a. a. O. S. 314. Wagner, a. a. O. S. 343. 344—5.

31) 拙著、租税研究、四卷、51. 以下。

少からぬであらうと思ふ。

(B) 納税上に於て——次に納税上の不公平原因たる滞納逋脱についても、利益團體の力によりて行はるゝことが少くない、其中に就き滞納は各個人に於て、特に金利を争ふ營業者に多く行はるゝ所ではあるが、併し此が團體的に共同して行はるゝことがある。例之、營業税の如きについて或種營業者に於ける課税標準の算定方法が殘酷だといふことの感ぜらるゝ場合に、其同業者團結し結束して納税を拒む、其爲め滞納を生ずることとなり、其脅威が利いて税務當局が妥協的に出ることとなり、今年は此れで辛棒されたし、其代り來年は手加減しやうといふことになる。斯くて結果は大體穩和な納税者が割合重く負擔して他人の分まで負ふこととなり、そして喧しい連中は割合に軽い負擔で、濟むこととなる。逋脱も亦た多くは各人各個人にて行はるゝのだが、併し利益團體が其の不當なる勢力によりて共謀して之を行ひ又は之を幫助することがある。例之、嘗て銀行預金利子が預金者たる箇人の處で申告され所得税を納めらるべき筈であつた時代にも、其各預金者が申告しなかつたときに、之を取締る爲めには税務署が銀行に就いて聞き知ることが出來れば良いのだが、銀行者は其は自分達の營業秘密を發くものだととして共同して反對し、政府も此銀行團といふ資本的勢力には頭が上らず、其の言ふ儘になつてしまひ、殆んど凡べての銀行預金利子が逋脱となつた經驗がある。此處に利益團體の力が逋脱を助けた最好き例を示す。

(C) 擔税上に於て——負擔の不公平を生ずるのは轉嫁に依るのであり、其轉嫁が又種々なる條件に係ることは前來説く通りであるが、就中、轉嫁せんとする者及轉嫁せられんとする者自ら各利益團體を成して互に相争ふ間に、其團結の完全なるもの又は力强きものが其利益を占むること、なる所である(註二七)。例之、或地區の地主が凡べて共同一致して借地者に當るならば、而かも借地者が團結することが出来なければ、地租が比較的容易に地主から借地人に移さるゝことゝなる。反對に地主の團結成らずして借地者間に強き團結があるなれば、地租の轉嫁を拒むことを得る。家屋税に於ける家主と借家人との關係亦同しである。營業税や消費税についても、同業者の團結強ければ、此等の税を一の生産費として凡べて十分に消費者に轉嫁し得るのみでなく、之を動機として税以上にも消費者の負擔を加ふることにもなる(註二八)。反對に同業者が競争を事として分立抗爭し、そして消費者の間に團結が強くと、或は不買同盟を作り或は購買組合を作つて外部の營業者から直接購買を爲すが如き運動が行はれるときには、少くとも税の一部を營業者にて負擔する外なきことゝもなる。或は之と關聯して労働者と企業者との關係に於て労働者の團結が強かつたならば、労働者が消費税などのかゝつた爲め其生活費の高くなつただけ並に更に、労働者に對し課せらるゝ所得税の額だけ、企業者に向つて勞賃引上によつて負擔を移すことを得る(註二九)。或は企業者が其自身に課せられたる負擔を勞賃引下によつて労働者に轉嫁しやうとする

のを押返すことが出来る(註三〇)。併し若も企業者側の團結が其よりも一層強いならば結果は反對ともなり得る。更に資本の借手貸手の間についても、借手の間の團結強ければ其負擔を貸手に移し又は貸手より移されんとする負擔を押返すことが出来るが、實際には借手の團結の出来ることは六つかしく、むしろ貸手たる銀行などの間に協定が成立し易く、隨ふて借手の不利に轉嫁されること比較容易である。此の如くにして税が本來負擔せしめらるべきもの以外のものに負擔を加へ而かも本來負擔せしめらるべきものが之を免れて不公平を齎らすこととなる。弱き無組織の者は重き負擔に苦しみ、強き組織ある者は輕き負擔を享けることになる。

(註二七) プアウは、經濟的力の利用は、利害關係者の多數の者の結束と結付くと爲し、ラウは、税を初めに課せられた者の多數を同一態度に刺戟し、隨ふて取引物體の需要供給に於ける變化を生ずるときにのみ轉嫁せらるるを得と爲す³³⁾。

(註二八) プアウは、消費者に對して向けらるる生産者の結束が愈々強ければ、轉嫁の見込も亦愈々大いといひ、ヘッケルも、前轉は共同の行動によつて價格成形に影響することが、生産者に達するときに、主として進めらるることが出来る。價格協定、カルテル、トラスト、は前轉を支持する時に有效な方便だと爲し、ワグナーは、前轉は生産者間に生産及供給の調整につき共同の同種行動を探る難易に係ると爲し、バステーブルは、前例、生産者は消費者よりも一層小なる且つ一層長く團結した階級であつて隨ふて其利益の爲めに都合良き機會をもつといふて居る³⁴⁾。

(註二九) エーベルとは、組織ある労働者は賃金の引上によつて轉嫁を實現するを得といふて居るが、プアウは、労働者の社會的勢力が轉嫁に於て有力に其利益にまで推移したと爲し、コンラード及テアハルは、獨逸帝國所得税の賃金天引課税が賃金割増に歸したのを、其勞資間に於ける労働者の一層有力なることに歸して居る³⁵⁾。

33) Pfau, a. a. O. S. 129. Rau, a. a. O. I. S. 412.

34) Pfau, a. a. O. S. 129. Heckel, a. a. O. S. 175. Wagner, a. a. O. S. 353—4. Bastable, l. c. p. 376.

35) Eheberg, a. a. O. S. 216. Pfau, a. a. O. S. 128. Conrad, a. a. O. S. 21. Terhalle, a. a. O. S. 51.

(註三〇)ロビンソンは、賃金率の切下は勞働組合の活動による勞働の組織的退却に導くことともならうといふて居る。³⁶⁾

第二段 租税不公平の緩和劑としての利益團體の組織

(一) 不公平課税の救濟方法

(A) 租税道義の改善——租税の不公平を救濟する方法は一にして足らぬが、其最根本的であつて重要なものは、何といふても人々をして租税道義又は公正に關する自覺を強く有たしめるより外にはない。人は公正の爲めには各自の利益を抑制し、各自の利益を超越し得るの素養を作らなくてはならぬ。併し此は實は一の理想で、之を直ちに一般の多くの人には望み得ぬ。之によりて問題を解決することは最望ましきことではあるが、其にて大なる實果を擧げんとするのは百年河清を待つが如きものだ。

(B) 經濟組織の改革——若夫れ人が經濟界の大勢を利用し、需要供給の關係を利用して、負擔を他人に移すに至つては、其を止めさせやうとすれば、現代の經濟組織を變革するより外はない。併し現代組織を改革するの時は、臆がて租税廢滅の時であることになるのだから、其は出來ない相談だといふことになる。少くとも租税論としては出來ないことになる。斯くて現在の經濟組織を其儘とし而かも實現難なる理想にも走らずして、相當有效なる不公平救濟方法を求むること、

なると、次に掲ぐる第三のものに依るを選むべしといふことになる。

(二) 利益團體の組織——

(A) 其増設——此に於てか夫の不公平を救済するには、各方面に於ける利益團體が組織せられて、既存のもの、外に到る處に此が組織せられて、税につき及其他の關係についても、各自の利益を主張し且つ擁護することゝならなければならない。此が恐らくは實行し易き最有力なる公正確保の方法である。固より此は毒を制するに毒を以てするのだから、其動き方によつては相變らず不公平ともなるが、併し幸にして各方面とも凡べて之につき自覺し皆な相當に有力なる利益團體を作れば、此に利益均衡又は利益調和の得らるゝ機會が出來、人々が他の人々の不利にまで自分達のみの利益を計ることは、承知されないことになる。或團體の力小にして他の團體に對抗するに足らぬときは、數團體聯合して當ることを得る。其れで現在のやうに或者のみ利益團體を作つて勝手の事をやつて他の者が不利を受け壓迫を受くることは餘程緩和さることが出来ることになる。だから是れまで利益團體をもつものは其れを維持して可であるが、其の之なかつたものは同業者同類者相集まつて利益團體を作らなくてはならぬ。營業者の間には既に商業會議所とか工業俱樂部とかいふものが出來て、可なり政治を左右し、租税などについても可なり力づくよく我儘を働きつゝあるのだが、之に對しては農業、地主、小作人皆な其々に團結して營業者と爭

ひ、又地主と小作人とが互に争はなくてはならぬ。更らに營業者にても浮つかりして居てはならぬ。現在の何々團體といふ營業者の利益を代表する者が實は大資本家團の勢力の下にある。そして中以下の者は彼等の爲めに虐げられて居る。だから中以下の者は大資本團よりしては別の團體を作らなくてはならない。肉體労働者は今日未だ労働組合法が出来ては居らぬけれども、既に事實として組合を作り、順次地歩を占め、資本家を苦しめて居るのみでなく、政府をして事實上其代表者を尊重せしめることにまでなつて居る。之に對しては動もすれば資本家さへ閉口しつゝ、あるほどである。然るに精神労働者に至ては全く無組織無力である。彼等も資本家や政府が好むと好まざるとを問はず、相團結して其利益を進めなくてはならぬ。同じく精神労働者にても其全體としての團結の外に、高級者と下級者とに於て利害の異なるものがあるから、各別々にも團結を作らなくてはならぬ。斯くて一日早く組織を完うしたものは一日だけ地歩の安固を齎すことが出来、一層強き團結あるものは其だけ多大なる威力を振ふことが出来る。

(B) 其結果

(い) 其争鬭性——此の如くにして社會の内部に大小團體が無數に出来、相重なり合ふて出来、そして其間に相争ふといふことは洵に痛ましきことではあるが、公正といふ大理想を實現さす爲めには已むを得ぬ。此争鬭に出ずして平和的に公正の得らるゝ方法があれば其に越したことはな

いが、今日の如く國民中の一部、むしろ眞實の處、其少數の者が團結を作り政治を左右して勝手のことを行ひつゝあるときに、多數の者が浮つかりとして居り之に盲従し屈從して居るといふことは不正である。斯かる平和的妥協なる不正よりは、また々々争闘的の公正の方が餘程良い。且つ夫れ利益團體の組織が必ずしも争闘に出るとは限らぬ。組織の存在自身が相手をして不當を敢てせしめず、公平を齎らすこととなり得る。恐らくは此組織の出來た後に、時としては争ふことゝなることも、多くの場合に平和なる公正が得らるゝことゝもならう。私は元來、平和的な公正を理想として最冀ふ所であり、其が公正觀や、利益超越觀といふ私の常に最憧憬する平和的な道義觀によりて實現さるゝことを最良しとはするものであるが、其が今の世に、特に日本の社會に望み難く、そして現に若干の利益團體があつて横暴を振舞ひつゝあるの事實を自擊するときに、此に對抗するに於て之を抑制して出來るだけの公正を達するのには多少の争闘性を伴ふとも利益團體の發生増加を望むの外ないと思ふものである。

(ろ) 其公平に於ける不満足——更に進んで考ふるのに、右の方法によりて公正が完全に得らるるといふことを確言することは出來ない。唯だ今日よりはより公平にならう。少くとも今日の過重負擔者の負擔を一層軽くし、過輕負擔者の負擔を一層重くすることゝならうとはいひ得る。完全なる公正であるといひ得ないだけ遺憾ではあるが、完全なる公正といふことは、人間其ものが不完全なる以上は望み難きことゝして諦めるの外ない。各人が何等かの團體に屬して其利益を相

當に主張し擁護したならば、何程かは其不利を避けることが出来るであらうが、社會の中の若干の人々が尙ほ此組織を作らずして、其爲め不利を被り過重の負擔を爲すといふことが生じ得る。併し此の如き者に至ては其は權利又は利益の拋棄者であつて、其不利は自業自得である。其利益其權利を拋棄する者は、自己の人格を棄て、奴隸的卑屈に甘んずるものである。彼等が強暴者によりて頭を踏み躪られても、其は論議の外に屬する。

結 論

私は多年、租税につきて考へ、如何にもして之を理想的公正に近づけやうと苦心はしたが、愆深くして飽くことを知らざる者が寄つてたかつて其實現を妨げつゝあるを見出し、特に一部少數者の利益團體によつて之を妨げつゝあることを見出すときに、之を矯正することは到底、道義的精神の涵養に依るの手段にては、何時まで經つても望めないことを感ずるものである。そして結局、此不公平を矯正する有力なる手段は、此不公平を來たさしめたる有力なる原因たる利益團體の組織を逆に利用し、各方面に廣く之を組成せしめて互に牽制せしむるの外なきことを見出すものである。之によりて或は痛ましき争鬪的の公正となるの恐なき能はずであるが、併し又却つて平和的の公正の得らるゝ希望もあり、そして多少の不滿や遺憾な點は残つても、今日の見るに見兼ねた正當なる利益の蹂躪されたる、外見平和妥協的な、其實は矢張一部争鬪的な不正状態よりは一層進むべきものだと思する者である。